

## 「予定価格が 1 億 5 千万円以上の建設工事に参加する者に対する制限について」 の改正について

「予定価格が 1 億 5 千万円以上の建設工事に参加する者に対する制限について」（平成 19 年 4 月 2 日付 建設管理部長通知）を廃止し、「長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱」（平成 14 年 4 月 1 日告示第 184 号）に改正した制限を規定する。

### 1 改正後の制限

予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。以下同じ。）が 1 億 5 千万円以上の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札を執行する場合において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 開札日の前日から起算して 5 箇月前に当たる日から開札日までの期間に、市長又は上下水道事業管理者が執行した予定価格が 1 億 5 千万円以上の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札（イにおいて「執行済特定入札」という。）において落札をした者（その者が共同企業体の場合にあっては、当該共同企業体への出資比率に応じて当該予定価格を按分した額が 1 億 5 千万円以上となる構成員に限る。）

イ 開札日の前日から起算して 3 箇月前に当たる日から開札日までの期間に、執行済特定入札において落札をした共同企業体の構成員であって、当該共同企業体への出資比率に応じて当該執行済特定入札の予定価格を按分した額が 1 億 5 千万円未満の者

### 2 随意契約の特例

当該制限の対象外とする。

### 3 施行日及び改正前の制限の適用

平成 24 年 4 月 1 日以降に公告を行う建設工事における制限付一般競争入札について適用し、同日より前に公告を行った建設工事における競争入札については、改正前の「平成 19 年 4 月 2 日付 建設管理部長通知」を適用する。

#### 改正前の制限

##### 1 同一対象期間における制限

市議会定例会が召集される日が属する月（以下「議会開催月」という。ただし、市議会定例会が 2 月に召集された場合は 3 月とし、1 1 月に招集された場合は 1 2 月とする。）及び当該議会開催月の翌 2 箇月の間（以下「対象期間」という。）において、契約金額が 1 億 5 千万円以上となる建設工事を落札した者（共同企業体においてはすべての構成員）については、当該対象期間において以後開札される予定価格（消費税を含む。以下同じ。）1 億 5 千万円以上の競争入札に参加できないこととし、参加している場合その者の行った入札は無効とする。

##### 2 落札日の属する対象期間の次の対象期間における制限

対象期間において、契約金額（共同企業体においては契約金額を各構成員の出資比率で按分した金額）が 1 億 5 千万円以上となる建設工事を落札した者（共同企業体においては各構成員）については、当該対象期間の次の対象期間において開札される予定価格 1 億 5 千万円以上の競争入札に参加できないこととし、参加している場合その者の行った入札は無効とする。

##### 3 随意契約の特例

随意契約により締結している工事請負契約については、競争入札に適さないものであることから、1 及び 2 の落札実績として取扱わないこととする。

##### 4 施行日

平成 1 9 年 4 月 2 日以降に公告または指名通知を行う建設工事における競争入札について適用する。

# 予定価格が1億5千万円以上の建設工事の入札に参加する者に対する制限

## 【改正後の制限】

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	議会開催月				議会開催月			議会開催月	
事業者A (単独で落札)		● 落札	→ 落札後5ヶ月間落札不可					● 落札可能	→
事業者B (JVで按分額1.5億円以上)	● 落札	→ 落札後5ヶ月間落札不可					● 落札可能	→	
事業者C (JVで按分額1.5億円未満)		● 落札	→ 落札後3ヶ月間落札不可			● 落札可能	→		

事業者A (例)4月5日に予定価格1.5億円以上の建設工事を落札(単独)したため、落札後5ヶ月間(9月5日まで)に開札する予定価格1.5億円以上の建設工事に参加できない。

事業者B (例)3月10日に予定価格1.5億円以上の建設工事を落札(共同企業体。予定価格を出資比率で按分した額が1.5億円以上の構成員。)したため、落札後5ヶ月間(8月10日まで)に開札する予定価格1.5億円以上の建設工事に参加できない。

事業者C (例)4月30日に予定価格1.5億円以上の建設工事を落札(共同企業体。予定価格を出資比率で按分した額が1.5億円未満の構成員。)したため、落札後3ヶ月間(7月30日まで)に開札する予定価格1.5億円以上の建設工事に参加できない。

## 【改正点】

改正項目	改正前	改正後
対象案件	契約金額(税込)が1.5億円以上の建設工事	予定価格(税込)が1.5億円以上の建設工事
発注形態が単独の場合		
制限の期間	落札日から翌々市議会定例会が招集される日の属する月の前月の末日までに開札される建設工事	落札日から5ヶ月間に開札される建設工事
発注形態が共同企業体の場合		
按分額	契約金額(税込)を各構成員の出資比率で按分した額	予定価格(税込)を各構成員の出資比率で按分した額
制限の期間 (JVで按分額1.5億円以上)	落札日から翌々市議会定例会が招集される日の属する月の前月の末日までに開札される建設工事	落札日から5ヶ月間に開札される建設工事
制限の期間 (JVで按分額1.5億円未満)	落札日から翌市議会定例会が招集される日の属する月の前月の末日までに開札される建設工事	落札日から3ヶ月間に開札される建設工事

長崎市総務局理財部契約検査課  
 総務係 095-829-1160  
 工事契約係 095-829-1276